

滋賀県

多面的機能支払の実施に関する基本方針

1. 取組の推進に関する基本的考え方

農村地域における近年の過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動によって支えられてきた農用地、水路、農道などの地域資源の保全管理に対する今後のあり方が懸念されるところである。

一方で農業・農村は、食料生産の場だけでなく、水源かん養、洪水防止、景観形成、保健休養、文化の伝承、国土保全、生物の保全などの多面的な機能を有している。これらの機能発揮に対する県民の要請を踏まえ、本県では、平成19年度から滋賀らしい農地・水・環境保全向上対策として、農地、水、自然環境など農村をまるごと保全する「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策（以下、「対策」という）」を開始し、共同活動による地域資源や農村環境の保全のための取組を支援してきた。

今後さらに、滋賀らしい農村の持続的発展のために、地域ぐるみによる農村資源の保全や集落を支える取組を一層進めていく必要があることから、地域の共同活動に係る支援を行うとともに、地域資源の適切な保全管理を推進し、次世代に本県の農業・農村が引き継がれるよう後押しすることを基本的な考え方とするものである。

2. 農地維持支払交付金に関する事項

（1）地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定

① 地域活動指針策定における基本的考え方

多面的機能支払交付金実施要領（以下、「実施要領」という。）別記1－2の国が定める活動指針に準じるものとする。

② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

実施要領別記1－2の第2の1

ア. 地域資源の基礎的保全活動

（1）機能診断・計画策定 実施要領と同じとする。

（2）実践活動 実施要領と同じとする。

（3）研修 次のとおりとする。

・活動期間中に各1回以上推進協議会等が開催する研修会に活動組織の構成員が受講し、その内容を他の構成員と情報共有して活動に反映させることとする。

イ. 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

（4）地域資源の適切な保全管理のための推進活動 実施要領と同じとする。

③ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等

ア. 地域資源の基礎的保全活動

なし

イ. 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

なし

④ 農地維持支払交付金に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件

滋賀県の農地維持支払交付金に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、別紙1のとおりとする。

(2) 交付単価

① 基本的考え方

単価設定は、資源密度を考慮して、国の基本単価に7.5割を乗じる。

② 農地維持支払交付金の交付単価

地目	国の農地維持支払交付金の10アール当たりの交付単価	国の農地維持支払交付金と一体的に地方公共団体が交付する交付金を加えた交付金の10アール当たりの交付単価
田	1,100円	2,200円
畑	750円	1,500円
草地	90円	180円

(3) 加算単価

① 小規模集落支援に係る加算単価は、上記交付単価の考え方と同様に国の加算単価に7.5割を乗じる。

② 小規模集落支援に係る農地維持支払交付金の加算単価

地目	国の農地維持支払交付金の10アール当たりの交付単価	国の農地維持支払交付金と一体的に地方公共団体が交付する交付金を加えた交付金の10アール当たりの交付単価
田	375円	750円
畑	225円	450円
草地	30円	60円

(4) 交付金の算定の対象とする農用地

多面的機能支払交付金実施要綱（以下、「実施要綱」という。）別紙1の第3の1および2に準じるものとし、その取扱いは次のとおりとする。

○交付対象農用地は、原則として農振農用地区域内農用地とするが、以下の農振農用地区域外農用地を含めることができる。

- ・活動期間中、一つの活動組織が、農振農用地区域内農用地と一体的に水路・農道など施設の保全管理活動を行うことにより、活動区域内農用地全体の多面的機能の發揮に資すると認められる農用地。

(5) その他必要な事項

なし

3. 資源向上支払交付金(地域資源の質的向上を図る共同活動)に関する事項

(1) 地域活動指針の策定、同指針に基づき定める要件の設定、交付単価等

① 地域活動指針策定における基本的考え方

実施要領別記1－2の国が定める活動指針に準じるものとする。

② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

実施要領別記1－2の第2の2

ア. 施設の軽微な補修

(1) 機能診断・計画策定 実施要領と同じとする。

(2) 実践活動 実施要領と同じとする。

(3) 研修 次のとおりとする。

- ・活動期間中に1回以上推進協議会等が開催する研修会に活動組織の構成員が受講し、その内容を他の構成員と情報共有して活動に反映させることとする。

イ. 農村環境保全活動

計画策定および啓発・普及は、実施要領別記1-2の第3の2の(2)と同じとする。

実践活動については、生態系保全と水質保全を必須の活動項目とする。

- ・生態系保全は、別紙2(P12~13)の実践活動の7つの取組から毎年1つ以上選択して取り組むこととする。

- ・水質保全は、別紙2(P14)の実践活動の「水田からの排水(濁水)管理」と「水質モニタリングの実施・記録管理」には、必ず取り組むこととする。

(下記③イ. 参照)

なお、畑が認定農用地の7割以上占める場合は、これ以外の活動項目の中から2つ以上選択して実施する。

- ・その他の活動項目については活動組織の意向により選択し実施するものとする。

ウ. 多面的機能の増進を図る活動

実施要領別記1-2の第2の2の(5)と同じとする。

③ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等

ア. 施設の軽微な補修

なし

イ. 農村環境保全活動

区分	活動内容の変更
活動指針の構成	実践活動
テーマ	【標準型】水質保全
取組	「水田からの排水(濁水)管理」、「水質モニタリングの実施・記録管理」
取組内容	<p>①「水田からの排水(濁水)管理」</p> <ul style="list-style-type: none">・水稻作付水田の全域で用水の節水管理や濁水流出口止水板の適正な管理などの排水量が削減される取り組みを行うこと。・溝畔の漏水状況を確認し、濁水が発生する場合には、水路溝畔の漏水を防止するため、畦塗り機による補強や止水シートなどを設置すること。　なお、畦塗り機による補強については、作業が早すぎると畦に亀裂が入り、漏水防止効果が低下するので、3月中下旬から4月初旬に行うことが望ましい。・溝畔の劣化、沈下による水田からの漏水が明らかな場合は、別途、補修・補強を行うこと。 <p>②「水質モニタリングの実施・記録管理」</p> <ul style="list-style-type: none">・各集落に水守当番を設けること。・水稻作付水田の全域で水守当番により定期的(代掻き期3回、田植え期1回)に排水路溝畔の漏水の有無の確認および対象地域の実施状況の全体が把握できる下流域の1箇所以上において透視度調査(購入品利用、30cm以上)を同日に実施するとともに、これらの結果を記録すること。　なお、溝畔からの漏水が確認された場合は、別途、補修・補強を行うこと。
活動要件	一

区分	テーマの追加
活動指針の構成	実践活動
テーマ	【環境保全型】公共用水域の水質保全活動
取組	内湖や水質浄化池、浄化型水路の機能維持増進活動
取組内容	<p>内湖や水質浄化池、浄化型水路の機能維持増進活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水質保全対策事業などで整備した水質改善施設の機能を維持増進させる取り組みを行うこと。 ・水質保全対策事業で整備した施設を対象とする場合は、対象区域、内湖（一級河川除く）を管理する地域で活動組織を設立し、「水質保全管理運営協議会」が活動組織の構成員として参画すること。
活動要件	<ul style="list-style-type: none"> ・「標準型」との単価差（水田の場合 500 円/10a）以上に見合う活動に取り組むこと。

区分	活動内容の変更
活動指針の構成	計画策定、啓発普及、実践活動
テーマ	【防災減災型】水田貯留機能増進
取組	水田の貯留機能向上活動
取組内容	<p>①計画策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「水田貯留機能増進計画書」を作成すること。 <p>②啓発普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係者間で取組ルールを決めるとともに啓発活動を行うこと。 <p>③実践活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水田の一筆落水口に排水調整板を設置し、大雨時の水田からの排水を低減すること。 ・排水路溝畔断面を標準（天端幅 30～50cm、高さ 30cm）以上確保すること。 ・対象水田面積の 8 割以上の面積で取り組むこと。
活動要件	<ul style="list-style-type: none"> ・市町長が効果があると認める一団の農用地を対象とすること。

区分	テーマの追加
活動指針の構成	計画策定、啓発普及、実践活動
テーマ	【生態系保全型】生物多様性の回復
取組	①水路魚道の設置、②水田魚道の設置、③生息環境向上施設の設置、④生物の移動経路の確保
取組内容	<p>1. 計画策定 ・「生態系保全計画書」を作成すること。</p> <p>2. 啓発普及 ・計画書の作成にあたっては、専門家の指導を受けること。</p> <p>3. 実践活動</p> <p>①水路魚道の設置 ・魚の遡上が可能となるよう、水路に階段状に堰を設ける魚道を設置すること。 ・水田への進入を容易にする一筆排水枠を改修すること。</p> <p>②水田魚道の設置 ・魚の遡上がりが可能となるよう、水田と排水路をつなぐ小規模魚道を設置すること。</p> <p>③生息環境向上施設の設置 ・水田内水路、ビオトープ、ワンド、石積み護岸等を設置すること。</p> <p>④生物の移動経路の確保 ・生物の移動経路確保のため、水路蓋、農道下の暗渠等を設置すること。</p>
活動要件	<p>①から④の共通 ・「標準型」との単価差（水田 500 円/10a）以上に見合う活動に取り組むこと。 ・施設設置後に保全対象となる生物（魚類など）の生息状況や移動経路の確保の状況についてモニタリング調査を行うこと</p>

ウ. 多面的機能の増進を図る活動

なし

④地域活動指針及び同指針に基づき定める要件

滋賀県の資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、別紙2のとおりとする。

(2) 交付単価

①基本的考え方

交付単価は、標準型、環境保全型、防災減災型および生態系保全型の4つの支援タイプを設けている。環境保全型は、農村環境保全活動のテーマに追加して「公共用水域の水質保全活動」に取り組む。防災減災型は、水田貯留機能増進のテーマにおいて活動内容を追加して取り組む。生態系保全型は、生物多様性の回復のテーマにおいて活動内容を追加して取り組む。

標準型の単価設定は、資源密度を考慮して、国の中継単価の継続単価（基本単価×7.5割）に7.5割を乗じる。環境保全型の単価設定は、国の中継単価の継続単価（基本単価×7.5割）とする。防災減災型および生態系保全型の単価設定は、田は国の中継単価の継続単価（基本単価×7.5割）、畑と草地は、国の中継単価の継続単価（基本単価×7.5割）に7.5割を乗じる。

②資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の交付単価

適用	地目	国の資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の10アール当たりの交付単価	国の資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）と一体的に地方公共団体が交付する交付金を加えた交付金の10アール当たりの交付単価
標準型	田	650円	1,300円
	畑	400円	800円
	草地	60円	120円
環境保全型	田	900円	1,800円
	畑	540円	1,080円
	草地	90円	180円
防災減災型	田	900円	1,800円
	畑	400円	800円
	草地	60円	120円
生態系保全型	田	900円	1,800円
	畑	400円	800円
	草地	60円	120円

（3）交付金の算定の対象とする農用地

実施要綱別紙2の第3の1および2に準じるものとし、その取扱いは次のとおりとする。

○交付対象農用地は、農振農用地区域内農用地とする

（4）その他必要な事項

防災減災型の交付金の算定対象面積は、取組を行う計画対象面積とする。

「多面的機能のさらなる増進に向けた活動への支援」および「農村協働力の深化に向けた活動への支援」については適用しない。

4. 資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)に関する事項

（1）地域活動指針に基づき定める対象施設や対象活動等

① 基本的考え方

実施要領別記1－2の国が定める活動指針に準じるものとする。

なお、資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）の交付対象は、下記の施設とする。

・用水路

農業水利施設のアセットマネジメントの一環として進めている機能診断（施設の状況をA, B, Cの3段階評価 別紙・用水路の劣化度判定基準）を実施したうえで、整備後30年を経過した地区で、最も劣化の進行しているC判定の用水路の割合の高い地区から優先的に補修改修していくことにより施設の長寿命化の効果的な取組を図る。

・排水路

「豊かな生きものを育む水田づくり」の拡大に向け、耐用年数 30 年を経過した排水路の補修・更新と生態系を配慮した排水路の整備を一体的に行うものを「生物多様性保全排水路」として位置づけ、整備できることとする。

② 地域の状況に応じて追加する農地に係る施設や対象活動

区分	対象施設	対象活動	取組内容
項目の追加	排水路	「豊かな生きものを育む水田づくり」を推進する施設の設置	排水路の補修更新にかかるいずれかの取組を行った路線において、生きものが生息できる場所の確保（生息・生育環境の確保）、水田と排水路と河川を魚道でつなげる（移動経路の確保）など、農地や農業水利施設などでも生きものがくらしやすい環境を整えていく「豊かな生きものを育む水田づくり」の推進する施設を一体的に行うこと。

③ 対象施設・対象活動に関する指針

滋賀県の資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）の対象施設・対象活動に関する指針は、別紙3のとおりとする。

④ 上限額

資源向上活動（施設の長寿命化のための活動）に係る工事の上限額については、原則、国が定めるとおり工事1件当たり 200 万円未満とし、200 万円以上になる場合は他事業で実施するものとする。ただし、要件的に他事業等で実施することができない場合で市町が必要であると認めた場合に限り、県と協議のうえ、工事1件当たり 400 万円未満とすることができます。

⑤ 技術的指導

上記④により1件当たり 200 万円以上 400 万円未満の工事を実施する活動組織は、下記の技術的指導を受けるものとする。

- ・県および市町による実施前の機能診断を踏まえた工法の選定の適否
- ・県および市町による実施後の完了検査

(2) 交付金の算定の対象とする農用地

実施要綱別紙2の第3の1および2に準じるものとし、その取扱いは次のとおりとする。

○交付対象農用地は、農振農用地区域内農用地とする

(3) その他必要な事項

なし

5. 広域協定の規模

中山間地域等の生産条件が不利な農用地等が存在する場合は、広域協定の対象とする区域が 50 ha 以上または協定に参加する集落が 3 集落以上の規模を有していれば、広域活動組織を立ち上げることができるものとする。

6. 地域の推進体制

(1) 基本的な考え方

本交付金による取組の推進にあたっては、農業団体、市町、県の連携により、実施することが必要であることから、これらの団体から構成する滋賀県世代をつなぐ農村まるごと保全推進協議会を中心に本対策を推進させていくものとする。

(2) 関係団体の役割分担

① 滋賀県

ア. 法に基づく基本方針の策定

イ. 第三者機関の設置、運営

本交付金の毎年度の実施状況の点検、活動組織の取組の評価などを行うため、第三者機関として、滋賀県農村振興交付金制度審議会（以下、「審議会」という）を設置する。

この審議会が本交付金の実行状況の点検を行うとともに、本交付金の実施期間において、活動組織の取組を評価し、必要に応じて、活動組織に対し指導・助言を行うよう運営する。

ウ. 要綱基本方針の策定

本対策の実施に関する要綱基本方針を策定する。

エ. 事業計画の認定

(1)指導・審査（市町と連携）

活動組織の作成する事業計画（長寿命化）を審査するとともに、審査を行うに当たり、活動組織に対し指導を行う。

オ. 推進、指導

(1)活動組織等への説明会（市町、協議会と連携）

活動組織等を対象とした説明会を開催し、本交付金の実施に必要な事項について、周知徹底を図る。

(2)活動に関する指導、助言（市町、協議会と連携）

活動組織に対し、適宜指導を行い、計画に位置付けられた活動などの適切な実施を図る。

(3)推進に関する手引きの作成（協議会と連携）

本交付金の普及・推進を図るため、手引きを作成し、本交付金による取組の意義などについて普及啓発に努める。

(4)対象組織を支援する組織への支援（市町、協議会と連携）

対象組織の事務手続きの支援、活動内容を高度化するための技術支援等などをを行う組織の特定非営利法人化に対して支援を行う。

カ. 交付・申請事務

(1)審査

市町長から県に提出された申請書等の審査を行う。

(2)交付

(1)に審査結果を確認し、市町長に対し、交付金の交付額等の通知、交付金の交付を行う。

② 市町

ア. 法に基づく促進計画の策定

イ. 事業計画の認定

(1)指導・審査（県と連携）

活動組織の作成する事業計画を審査するとともに、審査を行うに当たり、活動組

織に対し指導を行う。

(2)認定

(1)の審査結果を確認し、事業計画を認定する。

ウ. 広域協定の認定

(1)審査

広域活動組織の作成する協定を審査するとともに、審査を行うに当たり、広域活動組織に対し指導を行う。

(2)認定

(1)の審査結果を確認し、広域協定を認定する。

エ. 実施状況確認

(1)確認（協議会と連携）

毎年度、本交付金の交付対象となる活動組織の活動の実施状況について、農村振興局長が別に定めるところにより確認する。

(2)報告

(1)の確認結果を確認し、実施状況を県知事に報告する。

オ. 推進、指導

(1)活動組織等への説明会（県、協議会と連携）

活動組織を対象とした説明会を開催し、本交付金の実施に必要な事項について、周知徹底を図る。

(2)活動に関する指導、助言（県、協議会と連携）

活動組織に対し、適宜指導を行い、計画に位置付けられた活動などの適切な実施を図る。

(3)活動組織を支援する組織への支援（県、協議会と連携）

活動組織の事務手続きの支援、活動内容を高度化するための技術支援などを行う組織に対して支援を行う。

カ. 交付・申請事務

(1)審査

活動組織から提出された申請書等の審査を行う。

(2)交付

(1)に審査結果を確認し、活動組織に対し、交付金の交付額等の通知、交付金の交付を行う。

③滋賀県世代をつなぐ農村まるごと保全推進協議会

ア. 実施状況確認

(1)確認（市町と連携）

毎年度、本交付金の交付対象となる活動組織の活動の実施状況について、農村振興局長が別に定めるところにより書類の確認を行う。

イ. 推進、指導

(1)活動組織等への説明会（県、市町と連携）

活動組織の代表者などを対象とした説明会を開催し、当該年度の本交付金の実施に必要な事項について、周知徹底を図る。

(2)活動に関する指導、助言（県、市町と連携）

活動組織に対し、適宜指導を行い、計画に位置付けられた活動などの適切な実施を図る。

(3)推進に関する手引きの作成（県と連携）

本交付金の普及・推進を図るため、手引きを作成し、本交付金による取組の意義などについて普及啓発に努める。

(4)活動組織を支援する組織への支援（県、市町と連携）

対象組織の事務手続きの支援、活動内容を高度化するための技術支援等などをを行う組織の特定非営利法人化に対して支援を行う。

(3) その他必要な事項
なし

7. その他
なし

【参考添付資料】

- (参考1) 関係団体の役割分担表
(参考2) 実施体制図

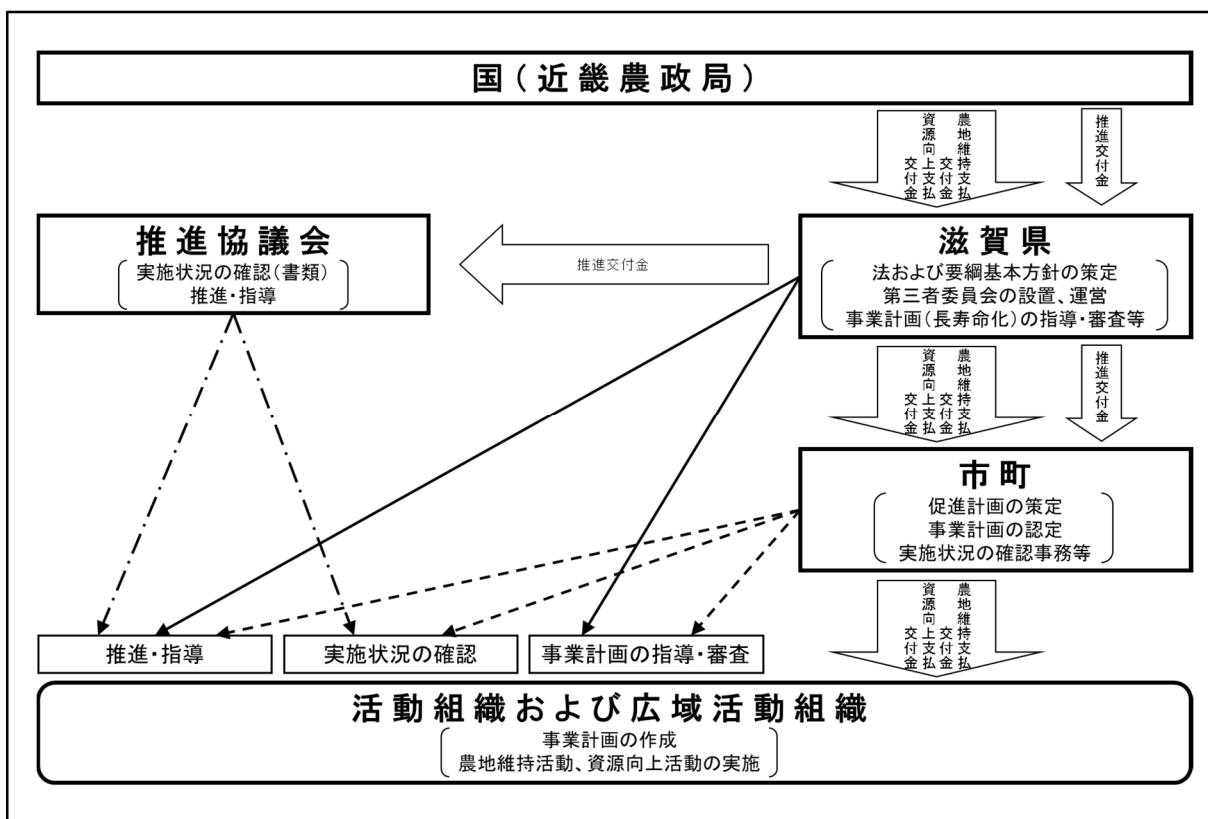
(参考1)

関係団体の役割分担表

事業内容	実施主体			備考
	推進協議会	滋賀県	関係市町	
多面的機能支払交付金		○	○	
日本型直接支払推進交付金（うち多面的機能支払交付金に係る推進事業）				
1. 法基本方針の策定		○		
2. 促進計画の策定			○	
3. 第三者機関の設置、運営		○		
4. 要綱基本方針の策定		○		
5. (1) 事業計画の指導、審査		○	○	
(2) 事業計画の認定			○	
6. (1) 広域協定の指導、審査			○	
(2) 広域協定の認定			○	
7. (1) 実施状況確認	○		○	
(2) 実施状況報告			○	
8. 推進・指導				
(1) 活動組織等への説明会	○	○	○	
(2) 活動に関する指導、助言	○	○	○	
(3) 推進に関する手引きの作成	○	○		
(4) 活動組織を支援する組織への支援	○	○	○	
9. 交付申請				
(1) 対象組織からの申請書等の審査			○	
(2) (1) の確認、対象組織への交付			○	
(3) 市町からの申請書等の審査		○		
(4) (3) の確認、市町への交付		○		
10. その他推進事業の実施に必要な事項	○	○	○	

(参考2)

実施体制図



世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策

改正なし

農地維持活動 活動指針

☆活動指針

この指針は、農用地、水路、農道などの地域資源が将来にわたり良好な状態で保全管理されるよう、標準的な地域ぐるみの共同活動を整理し、活動組織のみなさんが取り組む活動項目毎に、その具体的な取り組みの内容を示すものです。

活動組織のみなさんは、この指針に基づき農地維持活動に取り組んでいただきますようお願いします。

凡 例

- 「■」：必須となる取組（施設の有無などを考慮）
- 「●」：点検結果に基づいて実施の必要性を判断する取り組み
- 「◆」：◆の中から必ず1つ以上選択して実施する取り組み
- 「A、B・・」：施設の有無に応じてどれかを必ず選択して取り組む内容
- 「・」：選択した取組について必ず取り組む内容

令和2年6月
滋賀県

別紙 1

☆農地維持活動の活動要件の考え方

(1) 「点検・計画策定」は、活動計画に位置付けた農用地、施設について毎年度実施します

「研修」は、活動期間中に各1回以上実施します。

(2) 「実践活動」は、活動計画に位置付けた農用地、施設について毎年度実施します。
ただし、点検結果に基づいて必要性を判断する取り組みもあります。

目次

活動項目	ページ
1. 地域資源の基礎的な保全活動	
ア. 点検・計画策定・研修	
①点検	3
②年度活動計画の策定	3
③事務・組織運営、機械の安全使用等の研修	3
イ. 実践活動	
農用地	4
水路（開水路・パイپライン）	5～6
農道	7
ため池	8
2. 地域資源の適切な保全管理のための推進活動	9

1. 地域資源の基礎的な保全活動

ア. 点検・計画策定・研修

活動項目	取組		取組内容	活動要件
① 点検	農用地	■遊休農地などの発生状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> 活動計画に位置付けたすべての農用地について、遊休農地等の発生状況を把握すること。 	<p>■活動計画に位置付けた農用地および水路等の施設について、遊休農地の発生状況等の把握、泥の堆積状況等の点検を毎年度実施する。</p>
	水路 (開水路、パイپライン)	■施設の点検	<ul style="list-style-type: none"> A. 活動計画に位置付けたすべての水路について、泥の堆積状況（ゴミの投棄状況含む）を確認すること。 B. 活動計画に位置付けたすべてのパイplineについて、ポンプ吸水槽等の泥の堆積状況（ゴミの投棄状況含む）を確認すること。 C. かんがい期前に通水試験を実施し、通水状況を把握すること。 	
	農道	■施設の点検	<ul style="list-style-type: none"> 活動計画に位置付けたすべての農道について、路面の凹凸の状況、側溝の泥の堆積状況（ゴミの投棄状況含む）を確認すること。 	
	ため池	■施設の点検	<ul style="list-style-type: none"> 活動計画に位置付けたすべてのため池について、泥の堆積状況（ゴミの投棄状況含む）、管理道路の状況（側溝のゴミの投棄状況含む）を確認すること。 ため池の水抜きを行い、ゲート等のため池付帯施設の点検を行うこと。 	
② 年度活動計画の策定	■年度活動計画の策定		<ul style="list-style-type: none"> 点検・機能診断の結果を踏まえて、実践活動の当該年度の活動計画を策定すること。 	<p>■点検結果を踏まえて、実践活動に関する年度活動計画を毎年策定する。</p>
③ 事務・組織運営、機械の安全使用等の研修	<p>■活動に関する事務 (書類作成、申請手続き等) や組織の運営に関する研修、機械の安全使用に関する研修</p>		<ul style="list-style-type: none"> 活動の円滑な実施が図られるように、活動に関する事務（書類作成、申請手続き等）や組織の運営に関する研修を受講し、その内容を構成員と情報共有し活動に反映させること。 共同活動で使用する機械又は使用頻度が高い機械（刈払機など）について、安全使用に関する研修会・講習会等を受講し、その内容を構成員と情報共有し活動に反映させること。 	<p>■事務・組織運営等に関する研修、機械の安全使用に関する研修について、5年間に各1回以上受講する。</p>

イ. 実践活動 (1／5)

活動項目	取 組	取 組 内 容	活 動 要 件
農用地	① 遊休農地発生防止のための保全管理	■遊休農地発生防止のための保全管理 <ul style="list-style-type: none"> ・農地の草刈り等や害虫駆除を適正に行い、耕作可能な状態に農用地を保全管理すること。なお、既遊休農地については、活動期間内に遊休農地を解消すること。 	■活動計画に位置付けた農用地について、遊休農地発生防止のための保全管理、畦畔・農用地法面等の草刈り等を毎年度実施する。
	② 畦畔・農用地法面・防風林などの草刈り	■畦畔・農用地法面等の草刈り <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場内の作業性の確保、病害虫発生低減などのために、活動計画に位置付けた畦畔・農用地法面やその周辺部の草刈りまたは除草を行い、農業生産への障害が生じないようすること。 この際には、草刈りまたは除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。または、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。 	
	■防風林の枝払い・下草の草刈り	■防風林の枝払い・下草の草刈り <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場隣接の防風林やその周辺部の枝払い、草刈りまたは除草等の作業により、適正な管理を行うこと。 この際には、枝払いや草刈りまたは除草活動後の草等を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。または、その場に存置する場合にあっては農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。 	
	③ 施設の適正管理	●鳥獣害防護柵の適正管理 <ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣被害防止のための防護柵の下草刈りや簡易補修等による適正な管理を行うこと。 ●防風ネットの適正管理 <ul style="list-style-type: none"> ・防風ネットの下草刈りや簡易補修等による適正な管理を行うこと。 	●活動計画に位置付けた鳥獣害防護柵や防風ネットの適正な管理のために必要な取組を実施する。
④ 異常気象時の対応	■異常気象後の見回り	■異常気象後の見回り <ul style="list-style-type: none"> ・洪水、台風、地震、豪雪等の異常気象などが収まった後に、十分に安全を確認した上で、畦畔、排水口、法面等の見回りを行い、状況を把握すること。 	■活動計画に位置付けた農用地について、洪水、台風、地震等が収まった後に、充分に安全を確保した上で、見回りおよび応急処置を実施する。
	■異常気象後の応急措置	■異常気象等後の見回りの結果、農用地に障害が生じるような状況である場合必要に応じて応急措置を行うこと。	

イ. 実践活動 (2/5)

活動項目	取組	取組内容	活動要件
水路 (開水路・パイプライン)	① 水路の草刈り	■水路の草刈り <ul style="list-style-type: none"> 通水機能の維持、病害虫発生低減等のために、活動計画に位置付けた水路やその周辺部の草刈りまたは除草を行い、通水機能等に障害が生じないようにすること。 この際には、草刈りまたは除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。または、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。 	■活動計画に位置付けた水路について、草刈り、泥上げ等を毎年度実施する。
		■ポンプ場、調整施設等の草刈り <ul style="list-style-type: none"> 活動計画に位置付けたポンプ場、調整施設、営農飲雜用水施設等のパイプライン付帯施設やその周辺部の草刈りまたは除草を行い、農業生産などへの障害が生じないようにすること。 この際には、草刈りまたは除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと、または、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。 	
	② 水路の泥上げ	■水路の泥上げ <ul style="list-style-type: none"> 活動計画に位置付けた水路の泥上げを実施し、通水機能に障害が生じないようにすること。この際には、泥上げした土砂を適正に処理し、その場所に放置しないこと。または、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。 	●活動計画に位置付けた水路施設の適正な管理のために必要な取組を実施する。
		■ポンプ吸水槽等の泥上げ <ul style="list-style-type: none"> 活動計画に位置付けたポンプ吸水槽などの泥上げを実施し、施設機能に障害が生じないようにすること。 この際には、泥上げした土砂を適正に処理し、その場所に放置しないこと。または、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。 	
	③ 施設の適正管理	●かんがい期前の注油 <ul style="list-style-type: none"> 活動計画に位置付けた制水弁等への注油により、施設機能に障害が生じないようにすること。 	●活動計画に位置付けた水路施設の適正な管理のために必要な取組を実施する。
		●ゲート類等の保守管理 <ul style="list-style-type: none"> 腐食等により劣化しやすいゲート、水門、除塵機等の開水路付帯施設の長寿命化に資するため、非かんがい期の屋内保管・冬期間の防寒対策、塗料や被覆資材の再塗布、管理運転等のきめ細やかな保全管理を行うこと。 	
		●遮光施設の適正管理 <ul style="list-style-type: none"> アオコによる通水障害やかんがい施設の損傷等を防止するために設置している遮光施設の簡易補修等の対策を行う等適正な管理を行うこと。 	

イ. 実践活動 (3/5)

活動項目	取 組	取 組 内 容	活 動 要 件
水路 (開水路・パイプライン) ④ 異常気象時の対応	■異常気象後の見回り	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水、台風、地震、豪雪等の異常気象等が収まった後に、十分に安全を確認した上で、水路の見回りを行い、施設状況を把握すること。 ・洪水、台風、地震、豪雪等の異常気象等が収まった後に、十分に安全を確認した上で、地上部のパイプライン付帯施設（ポンプ場、調整施設等）の見回りを行い、施設状況を把握すること。 	<p>■活動計画に位置付けた水路について、洪水台風、地震等が収まった後に、充分に安全を確保した上で、見回りおよび応急処置を実施する。</p>
	■異常気象後の応急措置	<ul style="list-style-type: none"> ・異常気象等後の見回りの結果、水路に土砂や雑木等がみられる場合や水路の施設機能に障害が生じるような状況である場合、必要に応じて応急措置を行うこと。 ・異常気象等後の見回りの結果、パイpline及び付帯施設の施設機能に障害が生じるような状況である場合、必要に応じて応急措置を行うこと。 	

イ. 実践活動 (4／5)

活動項目	取 組	取 組 内 容	活 動 要 件	
農道	① 路肩・法面 の草刈り	■路肩・法面の草刈り	■活動計画に位置付けた農道の路肩・法面やその周辺部の草刈り、除草または枝払いを行い、通行及び農業生産に障害が生じないようすること。 この際には、草刈りまたは除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。または、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。	■活動計画に位置付けた農道について、路肩・法面の草刈り等を毎年度実施する。
	② 側溝の 泥上げ	●側溝の泥上げ	・活動計画に位置付けた農道側溝の泥上げを実施し、通水機能に障害が生じないようにすること。 この際には、泥上げした土砂を適正に処理し、その場所に放置しないこと。または、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。	●活動計画に位置付けた農道施設等の適正な管理のために必要な取組を実施する。
	③ 施設の 適正管理	●路面の維持	・活動計画に位置付けた農道への砂利の補充を行う等、通行の障害となる程度の路面の凹凸をなくすようにすること。	
	④ 異常気象 時の対応	■異常気象後の見回り ■異常気象後の応急措置	・洪水、台風、地震、豪雪等の異常気象等が収まった後に、十分に安全を確認した上で、農道の見回りを行い、施設状況を把握すること。 ・異常気象等後の見回りの結果、農道に土砂や雑木等がみられた場合や農道機能に障害が生じるような状況である場合、必要に応じて応急措置を行うこと。	■活動計画に位置付けた農道について、洪水台風、地震等が収まった後に、充分に安全を確保した上で、見回りおよび応急処置を実施する。

イ. 実践活動 (5/5)

活動項目	取組	取組内容	活動要件
ため池	①ため池の草刈り	■ため池の草刈り ・活動計画に位置付けたため池やその周辺部の草刈りまたは除草を行い、ため池の機能等に障害が生じないようにすること。 この際には、草刈りまたは除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。または、その場に存置する場合にあっては、ため池の機能及び農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。	■活動計画に位置付けたため池について、草刈り等を毎年度実施する。
	②ため池の泥上げ	●ため池の泥上げ ・活動計画に位置付けたため池の泥上げを実施し、ため池の貯水機能に障害が生じないようにすること。 この際には、泥上げした土砂を適正に処理し、その場所に放置しないこと。または、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。	
	③付帯施設の適正管理	●かんがい期前の施設の清掃・防塵 ・活動計画に位置付けたため池の施設について、清掃、除塵等の保守活動を行い、ため池の貯水及び配水等機能に障害が生じないようにすること。	●活動計画に位置付けたため池施設等の適正な管理のために必要な取組を実施する。
		●管理道路の管理 ・活動計画に位置付けたため池の管理道路を補修（草刈り、側溝の泥上げ、通行の障害となる程度の路面の凹凸の解消等）し、管理道路としての機能に障害が生じないようにすること。	
		●遮光施設の適正管理 ・アオコによる通水障害やかんがい施設の損傷を防止するために設置している遮光施設の簡易補修等の対策を行う等適正な管理を行うこと。	
		●ゲート類の保守管理 ・腐食等により劣化しやすいゲート類等のため池付帯施設の長寿命化に資するため、非かんがい期の屋内保管・冬期間の防寒対策、または、塗料や被覆資材の再塗布等のきめ細やかな保全管理を行うこと。	
	④異常気象時の対応	■異常気象後の見回り ・洪水、台風、地震、融雪等の異常気象等が収まった後に、十分に安全を確認した上で、ため池及び付帯施設の見回りを行い、施設状況を把握すること。	■活動計画に位置付けたため池について、洪水台風、地震等が収まった後に、充分に安全を確保した上で見回りおよび応急処置を実施する。
		■異常気象後の応急措置 ・異常気象等後の見回りの結果、ため池に土砂や雑木等がみられる場合やため池の施設機能に障害が生じるような状況である場合、必要に応じて応急措置を行うこと。	

2. 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

活動項目	取 組	活 動 要 件
地域資源の適切な保全管理のための推進活動	<ul style="list-style-type: none"> ◆農業者※（入り作農家、土地持ち非農家を含む）による検討会の開催 ◆農業者※に対する意向調査、農業者※による現地調査 ◆不在村地主との連絡体制の整備、調整、それに必要な調査 ◆地域住民等（集落外の住民・組織等も含む）との意見交換・ワークショップ・交流会の開催 ◆地域住民等に対する意向調査、地域住民等との集落内調査 ◆有識者等による研修会、有識者を交えた検討会 	◆該当する取組を選択し、毎年度実施する。

農業者※：協定に位置づけられている農用地において、農業生産活動等（本交付金の場合は、耕作または養畜）を実施する農業者または団体のこと

世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策

資源向上活動（地域資源の質的向上を図る共同活動） 活動指針

☆活動指針

この指針は、農用地、水路、農道などの地域資源が将来にわたり良好な状態で保全管理されるよう、標準的な地域ぐるみの共同活動を整理し、活動組織のみなさんが取り組む活動項目毎に、その具体的な取り組みの内容を示すものです。

活動組織のみなさんは、この指針に基づき資源向上活動（共同）に取り組んでいただきますようお願いします。

凡 例

- 「■」：必須となる取組（施設の有無などを考慮）
- 「●」：機能診断結果に基づいて実施の必要性を判断する取り組み
- 「◆」：◆の中から必ず1つ以上選択して実施する取り組み
- 「□」：自由選択の取り組み
- 「A、B・・」：施設の有無に応じてどれかを必ず選択して取り組む内容
- 「・」：選択した取組について必ず取り組む内容

令和4年5月
滋賀県

別紙 2

☆資源向上活動(共同)の活動要件の考え方

- (1) 「機能診断・計画策定」は、活動計画に位置付けた農用地、施設について毎年度実施します。
「研修」は、活動期間中に1回以上実施します。
- (2) 「実践活動」は、活動計画に位置付けた農用地、施設について毎年度実施します。

目次

活動項目	ページ
1. 施設の軽微な補修	
ア. 機能診断・計画策定・研修	
①機能診断	3～4
②年度活動計画の策定	4
③機能診断・補修技術等の研修	4
イ. 実践活動	
農用地	5
水路（開水路・パイオライン）	6～7
農道	8
ため池	9
2. 農村環境保全活動	
ア. 計画策定、啓発普及	
①計画策定	10
②啓発・普及	11
イ. 実践活動	
①生態系保全	12～13
②水質保全	14～15
③景観形成・生活環境保全	16～17
④水田貯留機能増進・地下水かん養	18
⑤資源循環	18
⑥公共用水域の水質保全活動	19
⑦水田の貯留機能向上活動	19
⑧生物多様性の回復	19
3. 多面的機能の増進を図る活動	20
4. 農村環境保全活動 の幅広い展開 (高度な保全活動)	
ア. 農業用水の保全	21
イ. 農地の保全	22
ウ. 地域環境の保全	23
エ. 専門家の指導	24

1. 施設の軽微な補修

ア. 機能診断・計画策定・研修 (1／2)

活動項目	取 組		取 組 内 容	活 動 要 件
① 機能診断	農用地	■施設の機能診断	<ul style="list-style-type: none"> ・活動計画に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように畦畔、農用地法面、鳥獣害防護柵、防風ネット等の状況確認を行うこと。 	■活動計画に位置付けた農用地および水路等の施設について、施設の機能診断、診断結果の記録管理を毎年度実施する。
		■診断結果の記録管理	<ul style="list-style-type: none"> ・状況確認の結果を経年的に記録管理すること。 	
	水路 (開水路、パイپライン)	■施設の機能診断	<p>A. 活動計画に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設の状況確認（はらみの発生状況、目地部分の劣化状況、表面の劣化状況、沈下状況、側壁背面の侵食状況、藻等の発生状況、調整施設の遮光施設の状況、法面の侵食の発生状況、破損箇所の把握等）を行うこと。</p> <p>B. 活動計画に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設の状況確認（給水栓ボックスの基礎部の状況、破損箇所の把握、調整施設の遮光施設の状況等）を行うこと。</p>	
		■診断結果の記録管理	<ul style="list-style-type: none"> ・状況確認の結果を経年的に記録管理すること。 	
	農道	■施設の機能診断	<ul style="list-style-type: none"> ・活動計画に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設の状況確認（側溝の目地部分の劣化状況、側溝の劣化状況、側溝背面の劣化状況、路肩・法面の侵食状況、破損箇所の把握等）を行うこと。 	
		■診断結果の記録管理	<ul style="list-style-type: none"> ・状況確認の結果を経年的に記録管理すること。 	

ア. 機能診断・計画策定・研修 (2/2)

活動項目	取組	取組内容	活動要件
① 機能診断	ため池	■施設の機能診断 ・活動計画に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設の状況確認（遮水シートの劣化状況、目地部分の劣化状況、コンクリート構造物の表面劣化状況、堤体部の侵食状況、遮光施設の状況、破損箇所の把握等）を行うこと。	■活動計画に位置付けた農用地および水路等の施設について、施設の機能診断、診断結果の記録管理を毎年度実施する。
		■診断結果の記録管理 ・状況確認の結果を経年的に記録管理すること。	
② 年度活動計画の策定	■年度活動計画の策定	・機能診断結果も踏まえて、実践活動の当該年度の活動計画を策定すること。	■機能診断結果を踏まえて、実践活動に関する年度活動計画を毎年策定する。
③ 機能診断・補修技術等の研修	◆対象組織による自主的な機能診断及び簡単な補修に関する研修	・自主的な機能診断及び簡単な補修に関する研修を受講し、その内容を構成員と情報共有し活動に反映させること。	◆機能診断・補修技術等に関する研修について、5年間に1回以上受講する。
	◆老朽化が進む施設の長寿命化のための補修、更新等に関する研修	・施設の長寿命化を図るための補修、更新等に関する研修を受講し、その内容を構成員と情報共有し活動に反映させること。	
	◆農業用水の保全、農地の保全や地域環境の保全に資する新たな施設の設置等に関する研修	・農業用水の保全、農地の保全や地域環境の保全に資する新たな施設の設置等に関する研修を受講し、その内容を構成員と情報共有し活動に反映させること。	

イ. 実践活動 (1／5)

活動項目	取 組	取 組 内 容	活 動 要 件
農用地	① 畦畔・農用地法面等	●農用地法面の初期補修	・降雨による影響等で農用地法面に侵食が発見された場合、補修、補強等の対策を行うこと。
		●畦畔の再構築	・形状の劣化、沈下、破損等がみられる畦畔（土、コンクリート問わず）の幅や高さ等の形状回復等の対策を行うこと。
	② 施設	●暗渠施設の清掃	・暗渠施設への高圧水による清掃等を実施し、機能の維持・回復等の対策を行うこと。
		●農用地の除れき	・生産性の確保による遊休農地発生の防止のために、石れき等の除去を行うこと。
		●鳥獣害防護柵の補修・設置	・鳥獣被害防止のための防護柵の補修や設置等を行うこと。
		●防風ネットの補修・設置	・防風ネットの補修を行うこと。または新たに防風ネットを設置すること。
		●きめ細やかな雑草対策	・畦畔または農用地法面の形状確保や雑草繁茂・病害虫発生の抑制のために、「カバーブランツ又はハーブの植栽・管理」、「抑草ネット等の設置」、または、薬剤による地上部の除草」を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意することとし、抑草ネット等については、機能診断結果に基づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。
			●活動計画に位置付けた農用地について、畦畔の再構築等、必要な取組を毎年度実施する。

イ. 実践活動 (2/5)

活動項目	取組	取組内容	活動要件
水路 (開水路・パイプライン) ① 水路	●水路側壁のはらみ修正	・柵渠等により整備された水路の側壁部にはらみが発見された場合、はらみ修正等の対策を行うこと。	●活動計画に位置付けた水路について、水路側壁のはらみ修正等必要な取組を毎年度実施する。
	●目地詰め	・U字溝等のコンクリート構造物の目地部に劣化が発見された場合、目地部に充填剤を詰める等の対策を行うこと。また、目地部分の草抜きもを行うこと。	
	●表面劣化に対するコーティング等	・コンクリート構造物等の表面が劣化していた場合、表面部へのコーティング剤の塗布等の対策を行うこと。	
	●不同沈下に対する早期対応	・水路敷きが一部不同沈下していた場合、当該部分の補修等の対策を行うこと。	
	●側壁の裏込め材の充填、水路耕畔の補修	・柵渠等の水路側壁の背面に土壤侵食による空洞等が発見された場合、当該部分への裏込め材の充填、水路耕畔を補強する等の対策を行うこと。	
	●水路に付着した藻等の除去	・除塵機の破損や通水障害を解消するため、除塵機や水路内に繁茂した藻や水生植物を除去する等の対策を行うこと。	
	●水路法面の初期補修	・法面に侵食や漏水が発見された場合、補修・補強等の対策を行うこと。	
	●破損施設の補修	・破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。	
	●パイプ内の清掃	・パイプライン及び排泥工等の付帯施設内に堆積した土砂やゴミ等を除去するために、高圧水による除去活動等の対策を行うこと。	
	●きめ細やかな雑草対策	・水路法面の形状確保や雑草繁茂・病害虫発生の抑制のために、芝等の「カバーブランツの植栽・管理」や「抑草ネット等の設置」、又は、「薬剤による地上部の除草」を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意することとし、抑草ネット等については、機能診断結果に基づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。	

イ. 実践活動 (3/5)

活動項目	取 組	取 組 内 容	活 動 要 件
水路 (開水路・パイプライン)	②付帯施設	●給水栓ボックス基礎部の補強	●特に洗掘を受けやすい給水栓ボックス付近の洗掘が判明した場合、補修等の対策を行うこと。
		●破損施設の補修	●破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。
		●給水栓に対する凍結防止対策	●特に冬期間を中心とした低温期及び夜間の低温を原因とするパイプ等の破裂防止のために給水栓ボックスに保温材を投入するなどの保温対策を行うこと。
		●空気弁等への腐食防止剤の塗布	●空気弁、バルブ、制御施設等のパイプライン附帯施設の機能を継続的に発揮するために、腐食防止剤の塗布、清掃等のきめ細やかな保全管理を行うこと。
		●遮光施設の補修等	●アオコによる通水障害やかんがい施設の損傷等を防止するために設置している遮光施設の補修や設置を行うこと。

イ. 実践活動 (4／5)

活動項目	取 組	取 組 内 容	活 動 要 件
農道	●路肩、法面の初期補修	・降雨による影響等で路肩・法面に侵食が発見された場合、補修、補強等の対策を行うこと。	●活動計画に位置付けた農道について、路肩法面の初期補修等、必要な取組を毎年度実施する。
	●軌道等の運搬施設の維持補修	・軌道等の運搬施設に劣化等による障害が発生している場合、維持、補修等の対策を行うこと。	
	●破損施設の補修	・破損箇所や老朽化した箇所の補修、簡易な補強等の対策を行うこと。	
	●きめ細やかな雑草対策	・路肩又は法面の形状確保や雑草繁茂・病害虫発生の抑制のために、芝等の「カバープランツの植栽・管理」や「抑草ネット等の設置」、又は、「薬剤による地上部の除草」を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意することとし、抑草ネット等については、機能診断結果に基づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。	
付帯施設	●側溝の目地詰め	・U字溝などのコンクリート構造物の目地部に劣化が発見された場合、目地部に充填剤を詰める等の対策を行うこと。また、目地部分の草抜きも行うこと。	
	●側溝の不同沈下への早期対応	・側溝が一部不同沈下していた場合、当該部分の補修等の対策を行うこと。	
	●側溝の裏込め材の充填	・側溝側壁の背面で土壤侵食による空洞等が発見された場合、当該部分に裏込め材の充填等の対策を行うこと。	
	●破損施設の補修	・破損箇所や老朽化した箇所の補修、簡易な補強等の対策を行うこと。	

イ. 実践活動 (5/5)

活動項目	取 組	取 組 内 容	活 動 要 件
ため池 ①堤体	●遮水シートの補修	・遮水シートに破損がみられた場合、部分的に補修する等の対策を行うこと。	●活動計画に位置付けたため池について、遮水シートの補修等、必要な取組を毎年度実施する。
	●コンクリート構造物の目地詰め	・コンクリート構造物の目地部に劣化が発見された場合、目地部に充填剤を詰める等の対策を行うこと。また、目地部分の草抜きもを行うこと。	
	●コンクリート構造物の表面劣化への対応	・コンクリート構造物等の表面に劣化が発見された場合、表面部にコーティング剤を塗布する等の対策を行うこと。	
	●堤体侵食の早期補修	・堤体の表面に侵食がみられた場合、補修等の対策を行うこと。	
	●破損施設の補修	・破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。	
	●きめ細やかな雑草対策	・ため池法面の形状確保や雑草繁茂・病害虫発生の抑制のために、芝等の「カバーブランツの植栽・管理」や「抑草ネット等の設置」、または、「薬剤による地上部の除草」を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意することとし、抑草ネット等については、機能診断結果に基づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。	
②付帯施設	●破損施設の補修	・破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。	
	●遮光施設の補修等	・アオコによる通水障害やかんがい施設の損傷等を防止するために設置している遮光施設の補修や設置を行うこと。	

2. 農村環境保全活動

ア. 計画策定、啓発普及（1／2）

活動項目	取 組	取 組 内 容	活 動 要 件
① 計画策定	生態系保全	●生物多様性保全計画の策定 ・地域における生物多様性保全に向けて、基本方針、保全する生物、保全方法、活動内容等を示した計画（生態系保全計画書）を策定すること。	●選択した取組について、基本方針、保全方法、活動内容などを示した計画を毎年度策定する。
	水質保全	●水質保全計画の策定 ・地域における水質保全に向けて、基本方針、保全方法、活動内容等を示した計画を策定すること。	
		●農地の保全に係る計画の策定 ・地域における農地からの濁水や土砂流出の防止に向けて、基本方針、活動内容等を示した計画を策定すること。	
	景観形成・生活環境保全	●景観形成・生活環境保全計画の策定 ・地域における景観形成・生活環境保全に向けて、基本方針、目標達成方法、活動内容等を示した計画を策定すること。	
	水田貯留機能増進・地下水かん養	●水田貯留機能増進に係る地域計画の策定 ・地域における水田等を利用した水田貯留機能増進に向けて、基本方針、活動内容等を示した計画（水田貯留機能増進計画書）を策定すること。	
	資源循環	●地下水かん養に係る地域計画の策定 ・地域における水田等を利用した地下水かん養に向けて、基本方針、活動内容等を示した計画を策定すること。	

ア. 計画策定、啓発普及（2／2）

活動項目	取 組	取 組 内 容	活 動 要 件
② 啓発・普及	広報活動	●広報活動	A. 農村環境保全活動に対する地域住民等の理解を深めるために、パンフレット、機関誌等の作成・頒布、看板の設置、インターネットのホームページの開設・更新等の活動を行うこと。 B. 外来種の侵入防止や駆除に対する理解を醸成する取組を行うこと。
		●啓発活動	A. 地域の農村環境保全のために、農村環境の各テーマに詳しい専門家の意見を伺う等、有識者の指導・助言を得ること。 B. 地域で保全する生物の種類を検討するためや、地域の水質保全計画・景観形成計画等を策定するため等に、集落等での寄合等の場を活用した勉強会等を行うこと。
	地域住民との交流	●地域住民等との交流活動	A. 活動を契機として、農村環境保全活動に対する地域住民等の関心を高めるために、地域住民等との交流活動を行うこと。 B. 地域における生物多様性保全、景観形成等への認識を高めるために、地域内の水路等でみられる生物を対象とした観察会や地域の農村環境を再点検するためのウォーキング等を行うこと。 C. 生物多様性保全への意識向上のために設置した植物等の観察路や鳥の観察台について、定期的なゴミ除去等による適正な維持管理を行うこと。又は、新たに観察路等を設置し、管理を行うこと。 D. 農村環境保全活動に取り組む団体との意見交換会の実施等により、連携を図ること。 E. 地域における水田を利用した水田貯留機能増進・地下水かん養を推進していくために下流域と上流域との間での情報交換会の実施等により、連携を図ること。
		●学校教育等との連携	・農村環境保全活動の啓発等のために、テーマに応じた出前講座や体験の場の提供等により、小中学校、高等学校、幼稚園等と連携を図ること。
		●行政機関等との連携	A. 市町村が田園環境整備マスターplanを策定（変更）する際に、地域における生息生物、水質等の各テーマに関する情報を提供したり、内容について意見を述べること。また、地域での取組等をマスターplanに位置付ける等の連携強化を図ること。 B. 市町村等が作成する広報誌について、地域における生息生物・景観等についての情報を提供したり、地域の取組実績等を投稿すること。
	地域内の規制等の取り決め	●地域内の規制等の取り決め	・農村環境保全活動を推進していくために、規制（ルール、約束事等）について、地域の合意の下で取り決めること。 ・水田の貯留機能向上活動に取り組む場合、関係者間で取組ルールを決めるとともに啓発活動を行うこと。
	●選択したテーマに基づき、地域住民等の理解を深めるための広報活動等の取組を毎年度1つ以上実施する。		

イ. 実践活動 (1／8)

活動項目	取 組	取 組 内 容	活 動 要 件
① 生態系保全	◆生物の生息状況の把握	<p>A. 地域における生物多様性保全を推進するために、保全する生物を中心とした生物等の調査を行うこと。地域に生息・生育する生物、又は保全する生物の分布図を、地域情報が把握できる地形図を活用して作成すること。</p> <p>B. 地域において保全する生物の動向を把握するために、モニタリング調査を行うとともに、その記録管理を行うこと。</p>	
	◆生物多様性保全に配慮した施設の適正管理	<p>A. 地域において保全する生物（主に魚類）の生息環境を創出するワンドの設置、石積み・多孔コンクリートによる護岸等を行った水路や多自然型に復元した水路等について、ゴミの除去等により適正な維持管理を行うこと。又は、新たに魚巣ブロック等を設置し、適正な維持管理を行うこと。</p> <p>B. 地域における魚類の生息環境を改善する魚道や段差解消等を行った水路等について、ゴミの除去等により適正な維持管理を行うこと。又は、新たに魚道等を設置し、適正な維持管理を行うこと。</p> <p>C. 地域における魚類等の生息環境を改善するために、水路への堰板の設置等を通じて、流速、水深の管理を行うこと。又は、保全池等の水位管理を行うこと。</p> <p>D. 動物等の生息環境改善のために、植栽等によって確保した連続性のある緑地帯や動物等が道路や水路を横断しやすくするような施設について、適正な維持管理を行うこと。または、新たに道路や水路を横断しやすくするような施設を設置し、適正な維持管理を行うこと。</p>	◆の7つの取組の中から毎年必ず1つ以上選択して実施する。
	◆水田を活用した生息環境の提供	<p>A. 遊休農地等をビオトープとして位置付けるとともに、畦畔の維持や水管理等による適正な維持管理を行うこと。</p> <p>B. 鳥類の餌場、ねぐらの確保又は両生類や昆虫類の産卵等のために、作物の収穫後の水田を湛水状態にする活動を行うこと。</p> <p>C. 渡り鳥への保護活動として、遊休農地等を利用して鳥の餌となる植物の栽培等を行うこと。</p> <p>D. 魚類、両生類等の生息場、待避場を確保するため、ほ場内に小水路等を設置し、適正な維持管理を行うこと。</p>	※広域活動組織の場合、集落単位もしくは専門家の指導を受けるなどして区分した地域単位で実施する。
	◆生物の生活史を考慮した適正管理	<p>A. 地域において保全する生物の生息環境を維持保全するために、当該生物の生活史に配慮した草刈りを行うこと。なお、その際は水路等内の刈草等とともに捕獲された生物を水路等に戻すこと。</p> <p>B. 地域において保全する生物の生息環境を維持保全するために、当該生物の生活史に配慮した水路の泥上げを行うこと。なお、その際は土砂とともにすくい上げられた生物を水路等に戻すこと。</p> <p>C. 地域において保全する生物の生息環境を維持保全するために、農用地から林地等までを移動範囲とする生物のネットワークを考慮して、農用地・林地等の適正な維持管理を行うこと。</p>	

イ. 実践活動 (2/8)

活動項目	取組	取組内容	活動要件
① 生態系保全	◆放流・植栽を通じた在来生物の育成	<p>A. 生物多様性保全の観点から、地域内に以前から生息していたが、近年減少していると感じられる生物について、放流・植栽したり、生息環境を継続的に確保するための適正な維持管理を行うこと。</p> <p>B. 水路法面や畦畔等に植栽する場合、通常地域内に生息しない植物を植栽するのではなく、通常地域内に生息する在来植物を植栽するとともに、定期的な草刈り等による適正な維持管理を行うこと。</p> <p>C. 基礎活動としてため池の水抜きを行った後、外来種以外の魚類等の生息が確認された場合に、元のため池に戻すか、連続性のある同一水系のため池や河川等に移植すること。</p> <p>D. デコイ（鳥の模型）や遮光壁の設置・管理や鳴き声を発生させる等の、鳥類の呼び寄せに寄与する活動を行うこと。</p> <p>E. 鳥類の生息環境の改善のために、巣箱を設置・管理すること。</p>	<p>◆の7つの取組の中から毎年必ず1つ以上選択して実施する。</p> <p>※広域活動組織の場合、集落単位もしくは専門家の指導を受けるなどして区分した地域単位で実施する。</p>
	◆外来種の駆除	・地域における生物多様性保全のため、外来の魚類等の生物を駆除する活動を行うこと。	
	◆希少種の監視	・地域における生物多様性保全のために、水路、ため池等に希少種が生息・生育する場合、乱獲等を防ぐための定期的な監視を行うこと。	

イ. 実践活動 (3／8)

活動項目	取組	取組内容	活動要件
② 水質保全	■水田からの排水（濁水）管理	<ul style="list-style-type: none"> ・水稻作付水田の全域で用水の節水管理や濁水流出止水板の適正な管理などの排水量が削減される取り組みを行うこと。 ・溝畔の漏水状況を確認し、濁水が発生する場合には、水路溝畔の漏水を防止するため、畦塗り機による補強や止水シートなどを設置すること。 なお、畦塗り機による補強については、作業が早すぎると畦に亀裂が入り、漏水防止効果が低下するので、3月中下旬から4月初旬に行うことが望ましい。 ・溝畔の劣化、沈下による水田からの漏水が明らかな場合は、別途、補修・補強を行うこと。 	<p>■の2つの取組は必ず実施する。</p> <p>※畑が認定農用地の7割以上を占める場合は、実践活動における「□」の取組の中から2つ以上選択して実施する。</p>
	■水質モニタリングの実施・記録管理	<ul style="list-style-type: none"> ・各集落に水守当番を設けること。 ・水稻作付水田の全域で水守当番により定期的（代掻き期3回、田植え期1回）に排水路溝畔の漏水の有無の確認および対象地域の実施状況の全体が把握できる下流域の1箇所以上において透視度調査（購入品利用、30cm以上）を同日に実施するとともに、これら結果を記録すること。 なお、溝畔からの漏水が確認された場合は、別途、補修・補強を行うこと。 	<p>※広域活動組織の場合、透視度調査は集落単位もしくは対象地域の実施状況の全体が把握できる地点において実施する。</p>
	□水質保全を考慮した施設の適正管理	<ol style="list-style-type: none"> A. 水質保全のために、排水路やため池内に植栽したヨシ等の植物について、適正な時期に刈り取りを行い、排水路やため池外に搬出し処分する等の適正な維持管理を行うこと。または、新たにヨシ等を植栽し、適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。 B. 水質保全のために、排水路やため池内に設置した木炭等の接触材を利用した浄化施設等の水質改善施設について、接触材を定期的に更新する等の適正な維持管理を行うこと。または、新たに水質改善施設を設置し、適正な維持管理を行うこと。 C. 水質保全のために、排水路に設置した浄化池について、泥上げ、清掃等の適正な維持管理を行うこと。または、新たに浄化池を設置して適正な維持管理を行うこと。 	□地域の意向(選択)により実施する。
	□循環かんがいの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・地域内外の水質を保全するため、地域内の循環かんがいを実施すること。 	
	□非かんがい期における通水	<ul style="list-style-type: none"> ・水質改善や悪臭発生防止のために、非かんがい期においてもゲート等の適正な管理等によって水路に通水すること。 	
	□排水路沿いの林地帯等の適正管理	<ul style="list-style-type: none"> ・水質保全に向けて、畑からの濁水等の流出抑制を図るために排水路沿いに設置した林地帯等について、下草刈り等による適正な維持管理を行うこと。または、新たに林地帯等の設置を行い、適正な維持管理を行うこと。 	

イ. 実践活動 (4／8)

活動項目	取組	取組内容	活動要件
② 水質保全	□沈砂池の適正管理	・水質保全に向けて、土砂堆積機能の効果的発揮や浮遊物の流出防止を図るため、沈砂池や土砂溜柵の泥上げやその施設への植栽を行い、適正な管理を行うこと。または、新たに沈砂池の設置を行い、適正な維持管理を行うこと。	□地域の意向(選択)により実施する。
	□土壤流出防止のためのグリーンベルト等の適正管理	A. 水質保全に向けて、農用地からの土壤流出を抑制するために設置したグリーンベルト（緑地帯）等（畦畔、木柵等含む）について、適正な維持管理を行うこと。または、新たにグリーンベルト（緑地帯）等（畦畔、木柵等含む）を設置し、適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。 B. 水質保全に向けて、作物収穫後に通常裸地期間となる場合、土壤流出を抑制するために営農目的以外で流出防止対策（マルチ、敷きわら、植物の植栽等）を行い、適正な維持管理を行うこと。	
	□管理作業の省力化による水資源の保全	・管理作業を省力化し、水資源の逼迫や下流閉鎖水域の水質悪化を改善するため、末端ゲート・バルブまたは給水栓・取水口の自動化等を行うこと。	

イ. 実践活動 (5／8)

活動項目	取組	取組内容	活動要件
③ 景観形成・ 生活環境保全	□農業用水の地域用水としての利用・管理	<ul style="list-style-type: none"> A. 農業用水を生活用水として利用するとともに、適正な利用が可能となるように利用区間の水路底やその周辺部の清掃及び適正な維持管理を行うこと。 B. 農業用水を防火用水として利用するとともに、適正な利用が可能となるように防火水槽の定期的な清掃、防火訓練への協力、水位確保のための堰板管理等を行うこと。 C. 農業用水を消流雪用に利用するとともに、その適正な利用が可能となるように降雪期前の点検、補修、及びその他期間にも適正な維持管理を行うこと。 D. 集落内にある水路を親水空間として利活用し、定期的な清掃等により、適正な維持管理を行うこと。 E. 農村の水辺空間の景観形成を図るため、非かんがい期においても、ため池に貯水すること。 	
	□景観形成のための施設への植栽等	<ul style="list-style-type: none"> A. 農用地（畦畔、防風林含む）、水路、ため池、農道（路肩含む）を活用して景観を良くするために、花壇、植生土のうの設置や景観植物の植栽を行うとともに、ゴミの除去等による適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。 B. 景観形成のために、水路等に水生植物（花き等）を植栽するとともに、補植等による適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。 C. 景観形成のために、農道の歩道部分を木材チップで覆う等の活動を行うこと。 	□地域の意向(選択)により実施する。
	□農用地等を活用した景観形成活動	<p>【農用地等を活用した景観形成活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> A. 農用地等の資源が活用されて形成される良好な景観を維持、改善するため、農用地周辺の屋敷林の適正管理、廃屋（使用されなくなった農具小屋等）の撤去又は周辺景観に配慮した利活用、複数の施設の壁の同系色化等の活動を実施し、景観形成を図ること。 <p>【農用地等を活用した景観に配慮した作付け】</p> <ul style="list-style-type: none"> B. 農用地への作物の作付け及び輪作を行う際に、農用地への景観作物の作付けや景観に配慮した輪作を行うこと。 C. 農村の景観を良好にするために、遊休農地等に景観植物等の植栽を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。 	
	□伝統的施設や農法の保全・実施	<ul style="list-style-type: none"> A. はさ掛け等の伝統農法の実践を通じて農村特有の景観形成を図ること。 B. 地域に賦存する歴史的な価値のある農業施設の保全を行うこと。 C. 景観形成のために、機械作業が不可能な棚田等の石垣法面の草刈りや補修等を適正に行うこと。 	

イ. 実践活動 (6／8)

活動項目	取 組	取 組 内 容	活 動 要 件
③ 景観形成・ 生活環境保全	□農用地からの風塵の 防止活動	<ul style="list-style-type: none"> ・農用地周辺に立地する住宅等に対して、農用地からの風塵による影響を小さくするため、主として営農目的以外で農用地への植物の植栽を行い、適正な維持管理を行う等の取組を行うこと。又は、風塵防止のための並木を整備し、枝打ち等により適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。 	□地域の意向(選択) により実施する。
	□施設等の定期的な巡回 点検・清掃	<ol style="list-style-type: none"> A. 地域内の景観保全及び生活環境保全のために、ゴミの不法投棄防止のための巡回点検を行うこと。 B. 地域内の景観保全及び生活環境保全のために、農用地、開水路、パイプライン付帯施設、ため池、農道等の施設周辺のゴミを定期的に除去すること。 C. 地域の重要な通行の場となっている農道の除雪を行うこと。 D. 畦畔法面の管理作業を省力化し、管理の粗放化による病虫害の増加、景観の悪化等を防止するため、法面への小段（犬走り）の設置を行うこと。 	

イ. 実践活動（7／8）

活動項目	取組	取組内容	活動要件
④ 水田貯留機能 増進・地下水 かん養	□水田の貯留機能向上活動	A. 大雨時の水田からの排水を調節するため、水田の落水口に排水調整板の設置等を行うこと。 B. 大雨時の水田での貯留効果を向上させるため、畦畔の嵩上げ等を行うこと。 C. 大雨時に、水田への湛水による一時貯留やため池の空容量を活用し、貯留機能を向上させるため、ゲート等の操作や排水ポンプの稼働を行うこと。	□地域の意向(選択)により実施する。
	□水田の地下水かん養機能向上活動	A. 水田の持つ地下水かん養機能を発揮させるため、かんがい・防除等の営農以外の目的で水田への水張りを行うこと。または、新たにポンプを設置し、計画に基づいた水田への湛水を行うこと。 B. 水田の持つ地下水かん養機能を効果的に発揮させるため、収穫後に耕起を行うこと。	
	□水源かん養林の保全	・地下水かん養の便益を受ける地域が上流域の地域と連携を取りながら、水源かん養林を対象にした保全活動を行うこと。	
⑤ 資源循環	□地域資源の活用・資源循環のための活動	<p>【有機性物質のたい肥化】</p> <p>A. 資源の循環を推進するために、家庭からの生ゴミ等を収集し、たい肥化を図ること。</p> <p>B. 資源の循環を推進するために、農業集落排水施設から発生する汚泥を収集し、たい肥化を図ること。</p> <p>【間伐材等を利用した防護柵等の適正管理】</p> <p>C. 地域及び周辺で産出される間伐材を利用して設置した防護柵について、破損があった場合などには早急な対応を行うなど、適正な維持管理を行うこと。又は、新たに間伐材を利用した防護柵を設置し、維持管理すること。</p> <p>【農業用水の反復利用】</p> <p>D. 地域において農業用水を有効活用するために、農業用水を反復して循環的な利用を行うこと。または、新たに排水の再利用が可能となるポンプを設置し、計画に基づいた通水を行うこと。</p> <p>【小水力発電施設の適正管理】</p> <p>E. 地域内にある水路に設置した小水力発電施設について、継続的に発電が可能となるような適正な維持管理を行うこと。または、新たに発電施設を設置し、維持管理すること。又は、小水力発電の導入に向けた実験活動を行うこと。</p>	□地域の意向(選択)により実施する。

イ. 実践活動 (8／8)

活動項目	取組	取組内容	活動要件
⑥ 公共用水域の水質保全活動	<input type="checkbox"/> 内湖や水質浄化池、浄化型水路の機能維持増進活動	<ul style="list-style-type: none"> ・水質保全対策事業などで整備した水質改善施設の機能を維持増進させる取り組みを行うこと。 ・水質保全対策事業で整備した施設を対象とする場合は、対象区域、内湖（一級河川除く）を管理する地域で活動組織を設立し、「水質保全管理運営協議会」が活動組織の構成員として参画すること。 	<input type="checkbox"/> 地域の意向(選択)により実施する。 これに取り組む場合、環境保全型となる。 「標準型」との単価差（水田の場合500円/10a）以上に見合う活動を行うこと。
⑦ 水田の貯留機能向上活動	<input type="checkbox"/> 水田の貯留機能向上活動	<ul style="list-style-type: none"> ・対象水田面積の8割以上の面積で取り組むこと。 ・水田の一筆落水口に排水調整板を設置し、大雨時の水田からの排水を低減すること。 ・排水路溝畔断面を標準（天端幅30～50cm、高さ30cm）以上確保すること。 	<input type="checkbox"/> 地域の意向(選択)により実施する。 これに取り組む場合、防災減災型となる。
⑧ 生物多様性の回復	<input type="checkbox"/> 水田魚道の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における保全対象となる生物（魚類）やそれを捕食する猛禽類等の生息環境の確保のために、対象となる魚類の遡上が可能となるよう水田と排水路の間等に適切な小規模魚道を設置すること。また、施設設置後は保全対象となる魚類等の生息状況について適切にモニタリング調査を行うこと。 	<input type="checkbox"/> 地域の意向(選択)により実施する。 これに取り組む場合、生態系保全型となる。 「標準型」との単価差（水田の場合500円/10a）以上に見合う活動を行うこと。
	<input type="checkbox"/> 水路魚道の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における対象となる生物（魚類）やそれを捕食する猛禽類等の生息環境の確保のために、対象となる魚類の遡上がりが可能となるよう水路に適切な魚道を設置すること。また、施設設置後は保全対象となる魚類等の生息状況について適切にモニタリング調査を行うこと。 	
	<input type="checkbox"/> 生息環境向上施設の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における対象となる生物（魚類等）やそれを捕食する猛禽類等の生息環境の確保のために、水路、遊休農地等にワンド、ビオトープ、石積み・多孔コンクリート護岸等を設置すること。また、施設設置後は保全対象となる生物の生息状況について適切にモニタリング調査を行うこと。 	
	<input type="checkbox"/> 生物の移動経路の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における保全対象となる生物の移動経路の確保のために、対象となる野生生物を特定した上で、道路や水路を横断しやすくするような施設（水路蓋、農道下の暗渠等）を設置すること。また、施設設置後は保全対象となる生物の移動経路が確保されていることについて適切にモニタリング調査を行うこと。 	

3. 多面的機能の増進を図る活動

活動項目	取 組	取 組 内 容	活 動 要 件
多面的機能の 増進を図る活動	□遊休農地の有効活用	・地域内外からの営農者の確保、地域住民による活用、企業と連携した特産物の作付等、遊休農地の有効活用のための活動を行うこと。	<p>□任意の取組とし、実施する場合は、取組内容を選択した上で、毎年度実施する。</p> <p>■広報活動は毎年度実施する。ただし、対象農用地に農業地域類型区分の「中間農業地域」もしくは「山間農業地域」が含まれる場合または地域振興立法地域に該当する場合は実施を必ずしも求めるものではない。</p> <p>なお、広報活動の実施の対象は、平成29年度以降に事業計画の認定（再認定を含む）を受けて新たに多面的機能の増進を図る活動に取り組む組織とする。</p>
	□鳥獣被害防止対策および環境改善活動の強化	・鳥獣被害防止のための対策施設の設置や鳥獣緩衝帯の整備・保全管理、農地周りの藪等の伐採、農地への侵入竹等の防止等、農地利用や地域環境の改善のための活動を行うこと。	
	□地域住民による直営施工	・農業者・地域住民が直接参加した施設の補修や環境保全施設の設置、そのための技術習得等、地域住民が参加した直営施工による活動を行うこと。	
	□防災・減災力の強化	・水田やため池の雨水貯留機能の活用、危険ため池の管理体制の整備・強化、災害時ににおける応急体制の整備等、地域が一体となった防災・減災力の強化のための活動を行うこと。	
	□農村環境保全活動の幅広い展開	・農地等の環境資源としての役割を活かした、景観の形成、生態系の保全・再生等、農村環境の良好な保全に向けた幅広い活動を行うこと。 <u>次項「4. 農村環境保全活動の幅広い展開」参照</u>	
	□やすらぎ・福祉及び教育機能の活用	・地域の医療・福祉施設等と連携した、農村環境保全活動への参画や農業体験等を通じた交流活動等、地域と医療・福祉施設等との連携を強化する活動を行うこと。 ・地域内外の法人、専門家、教育機関等と連携した農村環境保全活動への参画や農業体験等を通じた交流活動等、地域資源の有するやすらぎや教育の場としての機能増進を図る活動を行うこと。	
	□農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化	・農村特有の景観や文化を形成してきた伝統的な農業技術、農業に由来する行事の継承等、文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化に資する活動を行うこと。	
	■広報活動・農的関係人口の拡大	・多面的機能支払交付金の活動に対する多様な主体の参画を促進するために、パンフレット、機関誌等の作成・頒布、看板の設置、インターネットのホームページの開設・更新、地域外からの呼び込み等の活動を行うこと。	

4. 農村環境保全活動の幅広い展開（高度な保全活動）

ア. 農業用水の保全

活動項目	取 組	取 組 内 容	活 動 要 件
① 循環かんがい 施設の 水質保全	□循環かんがい施設の保全等	・循環かんがいにより地域の河川、湖沼等の水質改善を図るために、ポンプの分解点検清掃及び循環池のゴミ・土砂の除去を行うこと。また、定期的に水質調査を行い、周辺水域への負荷の軽減効果を確認すること。	
② 浄化水路 による水質保全	□水路への木炭等の設置	・農業用排水の水質改善を図るために、水路又はため池に水質浄化施設（木炭・れき・織布等の接触材、ヨシやガマ等の水質浄化植物等）を設置し、浄化施設の適正な維持管理（施設の清掃、植物の刈り取り）を行うこと。また、定期的に水質調査を行い、水質を確認すること。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。	
③ 地下水かん養	□冬期湛水等のための ポンプ設置	・農業用水源としての地域の地下水をかん養するために、ポンプを設置し、かんがい・防除等の営農目的以外で、計画に基づいた水田への湛水を行うこと。	
④ 持続的な 水管理	□末端ゲート・バルブの 自動化等	・管理の粗放化による溢水や水資源の逼迫等の地域の水管理に関する問題を改善するため、末端ゲート・バルブの自動化等を行うこと。	□任意の取組とし、 実施する場合は、取 組内容を選択した上 で、毎年度実施す る。
	□給水栓・取水口の自動化等	・管理の粗放化による水資源の逼迫や閉鎖水域の水質悪化等の地域の水環境に関する問題を改善するため、給水栓・取水口の自動化等を行うこと。	

イ. 農地の保全

活動項目	取 組	取 組 内 容	活 動 要 件
① 土壌流出防止	<input type="checkbox"/> グリーンベルト等の設置	<ul style="list-style-type: none"> 農地等からの土壌流出を防止するために、農地周辺の水路沿い等にグリーンベルト（緑地帯）等（畦畔、木柵等含む）を設置し、適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。 	<input type="checkbox"/> 任意の取組とし、実施する場合は、取組内容を選択した上で、毎年度実施する。
	<input type="checkbox"/> 防風林の設置	<ul style="list-style-type: none"> 活動計画に位置付けた農地において、農地等からの砂塵飛散を防止するために、農地に隣接する防風林を設置し、枝払いや草刈り、除草等の適正な維持管理を行うこと。 	

ウ. 地域環境の保全

活動項目	取 組	取 組 内 容	活 動 要 件
① 生物多様性 の回復	□水田魚道の設置	・地域における保全対象となる生物（魚類）やそれを捕食する猛禽類等の生息環境の確保のために、対象となる魚類の遡上が可能となるよう水田と排水路の間等に適切な小規模魚道を設置し、適正な維持管理を行うこと。また、保全対象となる魚類等の生息状況について適切にモニタリング調査を行うこと。	□任意の取組とし、実施する場合は、取組内容を選択した上で、毎年度実施する。
	□水路魚道の設置	・地域における対象となる生物（魚類）やそれを捕食する猛禽類等の生息環境の確保のために、対象となる魚類の遡上が可能となるよう水路に適切な魚道を設置し、適正な維持管理を行うこと。また、保全対象となる魚類等の生息状況について適切にモニタリング調査を行うこと。	
	□生息環境向上施設の設置	・地域における対象となる生物（魚類等）やそれを捕食する猛禽類等の生息環境の確保のために、水路、遊休農地等にワンド、ビオトープ、石積み・多孔コンクリート護岸等を設置し、適正な維持管理を行うこと。また、保全対象となる生物の生息状況について適切にモニタリング調査を行うこと。	
	□生物の移動経路の確保	・地域における保全対象となる生物の移動経路の確保のために、対象となる野生生物を特定した上で、道路や水路を横断しやすくするような施設（水路蓋、農道下の暗渠等）を設置し、適正な維持管理を行うこと。また、保全対象となる生物の移動経路が確保されていることについて適切にモニタリング調査を行うこと。	
② 水環境の回復	□水環境回復のための 節水かんがいの導入	・排水の再利用等により、かんがい用水の取水量を節減し、地域の水環境の回復を図るために、排水の再利用が可能となるようポンプ等を設置し、計画に基づいた通水を行うこと。	
③ 持続的な 畦畔管理	□カバープランツ (地被植物) の設置	・管理の粗放化による病虫害の増加、法面浸食、景観の悪化等を防止するために、カバープランツを設置し、適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。	
	□法面への小段（犬走り） の設置	・管理の粗放化による病虫害の増加や、景観の悪化等を防止するために、法面へ小段を設置すること。	

工. 専門家の指導

活動項目	取組内容	活動要件
専門家による技術的指導の実施	・対象活動に関する専門的な知見又は技能を有している者の指導や助言を受け対象活動に取り組むこと。また、指導内容及びその反映状況を記録すること。	一

改正なし

世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策

資源向上活動（施設の長寿命化のための活動） 活動指針

★活動指針

この指針は、老朽化が進む農地周りの農業用用排水路等の施設の長寿命化のための活動の対象施設・対象活動に関する指針を定めたものです。

活動組織のみなさんは、この指針に基づき資源向上活動（長寿命化）に取り組んでいただきますようお願いします。

令和元年7月
滋賀県

別紙 3

目 次

対象施設	ページ
用水路整備	3～4
農道整備	5
ため池整備	6

活動項目	取組		取組内容	活動要件
施設区分				
実践活動	水路 (本体)	補修	破損部分の補修	ひび割れや部分的な欠損、側壁の倒壊など、水路の一部区間が破損している場合、破損状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。
			老朽化部分の補修	目地の劣化やコンクリート表面の磨耗、はく離など、水路の一部区間が老朽化している場合、老朽化の状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。
			U字フリューム等既設水路の再布設	水路敷きの不同沈下により溢水や漏水、あるいは、土砂の堆積など、通水機能に支障が生じている場合、U字フリューム等既設水路の再布設による対策を行うこと。
		側壁の嵩上げ	水路の不同沈下により溢水するといった通水機能に支障が生じている場合、水路側壁を嵩上げすることによる対策を行うこと。	
		更新	更新（一路線全体）	老朽化や不同沈下等による通水機能への支障が路線全体を通じて生じている場合、水路の路線全体の更新による対策を行うこと。
			素掘り水路からコンクリート水路への更新	水路法面の崩壊や土砂の堆積等による通水機能の喪失や、清掃や泥上げなどの日常管理が困難な場合、コンクリート製の水路に更新するなどの対策を行うこと。
				原則として、工事1件当たり2百万円未満とする。 また、県知事が策定する要綱基本方針に基づき、対象組織が工事1件当たり2百万円以上の活動を実施する場合、県または推進協議会が当該活動について技術的指導を行う。

活動項目 施設区分	取組		取組内容	活動要件
実践活動	水路 (付帯)	補修	集水枠、分水枠の補修	集水枠、分水枠の破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。
			ゲート、ポンプの補修	ゲート、ポンプの破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。
			安全施設の補修	水路内への侵入や転落を防止するフェンスなど安全施設の破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。
	更新	ゲート、ポンプの更新	老朽化等により機能に支障が生じているゲート、ポンプについて、更新等の対策を行うこと。	原則として、工事1件当たり2百万円未満とする。 また、県知事が策定する要綱基本方針に基づき、対象組織が工事1件当たり2百万円以上の活動を実施する場合、県または推進協議会が当該活動について技術的指導を行う。
		安全施設の更新	水路内への転落防止や危険区域内への立入り防止等のために、新たに安全施設を設置することによる対策を行うこと。	
	生物多様性保全水路整備（排水路） 「豊かな生きものを育む水田づくり」を推進する施設の設置		上記の水路整備のうち排水路の補修更新にかかるいざれかの取組を行った路線において、生きものが生息できる場所の確保（生息・生育環境の確保）、水田と排水路と河川を魚道でつなげる（移動経路の確保）など、農地や農業水利施設などでも生きものが暮らしやすい環境を整えていく <u>「豊かな生きものを育む水田づくり」</u> を推進する施設を一体的に行うこと。	

活動項目	取組		取組内容	活動要件
	施設区分			
実践活動	農道 (本体)	補修	農道路肩、農道法面の補修	農道路肩、農道法面に侵食や土砂の崩壊などが生じている場合、当該箇所の状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。
			舗装の打替え（一部）	老朽化等により農道の舗装路面の凹凸、轍、ひび割れ等がみられた場合、その一部を撤去するなどした後、新たに舗装するなどの対策を行うこと。
		更新	未舗装農道を舗装 (砂利、コンクリート、アスファルト)	未舗装農道において、農道の維持管理等に支障が生じている場合、新たに路面を舗装することによる対策を行うこと。
	農道 (付帯)	補修	農道側溝の補修	ひび割れや部分的な欠損、側壁の倒壊といった破損や目地の劣化、コンクリート表面の磨耗、ひび割れ、はく離等といった老朽化が生じている場合、当該箇所の状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。
		更新	側溝蓋の設置	農道において、側溝に蓋がないために車輌通行時に脱輪したり、農業機械の移動や作業等に伴って側溝を傷付けるなどの恐れがある場合、当該箇所に新たな蓋を設置することにより対策を行うこと。
			土側溝をコンクリート側溝に更新	土側溝において、側溝法面の崩壊や土砂の堆積等による通水機能の喪失や、清掃や泥上げなどの日常管理が困難な場合、コンクリート製の側溝に更新するなどの対策を行うこと。

活動項目 施設区分	取組		取組内容	活動要件
実践活動	ため池 (本体)	補修	洗掘箇所の補修	ため池において、堤体が洗掘されている場合、土のうを積んで補修する等の対策を行うこと。
			漏水箇所の補修	ため池において、老朽化等による堤体からの漏水等がみられた場合、遮水シートを設置する等の対策を行うこと。
	ため池 (付帯)	補修	取水施設の補修	ため池の堅樋、底樋、斜樋などの取水施設の破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。
			洪水吐の補修	ため池の洪水吐の破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。
			安全施設の補修	転落防止や危険区域内への立入り防止等のために設置されている安全施設の破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。
	更新	ゲート、バルブの更新 安全施設の設置	ゲート、バルブの更新	老朽化等により機能に支障が生じているため池のゲート、バルブの更新等の対策を行うこと。
			安全施設の設置	ため池への転落防止や危険区域内への立入り防止等のために、新たに安全施設を設置することによる対策を行うこと。

4近振第479号
令和4年5月11日

滋賀県知事 殿

近畿農政局長

多面的機能支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針）の変更について

このことについて、多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知）別紙3の第1の3の規定に基づき、令和4年4月6日付け滋地資第55号により提出のあった多面的機能支払の実施に関する基本方針について、同意するので通知します。

(様式第2-7号)

滋地資 第55号
令和4年(2022年)4月6日

近畿農政局長 様

滋賀県知事 三日月大造

多面的機能支払の実施に関する基本方針(要綱基本方針) の同意申請書

多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知)別紙3の第1の3の規定に基づき、多面的機能支払の実施に関する基本方針を変更したので、下記関係書類を添えて申請する。

記

1. 多面的機能支払の実施に関する基本方針(要綱基本方針)

- (別紙1) 地域活動指針及び同指針に基づく要件(農地維持活動)
- (別紙2) 地域活動指針及び同指針に基づく要件(資源向上活動(地域資源の質的向上を図る共同活動))
- (別紙3) 地域活動指針及び同指針に基づく要件(資源向上活動(施設の長寿命化のための活動))

2. 多面的機能支払の実施に関する基本方針(要綱基本方針) 新旧対照表(別紙)